

鳥取縣公報

昭和二十二年四月一日
 第七百九十七號

火曜日

告示

鳥取縣知事 吉田 忠一

○鳥取縣告示第百三十五號

理髮料金の統制額が物價廳中國地方物價事務局長において左の通り指定された。

昭和二十二年四月一日

中國地方物價事務局告示第二號
 物價統制令第四條の規定により理髮料金の統制額を次のように指定し昭和二十二年三月二十日よりこれを施行する。

昭和二十二年三月十七日

物價廳中國地方物價事務局長 淺野三郎

一、理髮料金の統制額

(一) 綜合制料金

種別	岡山市、廣島市、吳市、下關市			その他の地域			備考
	A級	B級	C級	A級	B級	C級	
長髮	一〇、〇〇	八、〇〇	七、〇〇	八、〇〇	七、〇〇	六、〇〇	刈込、顔剃、洗髪を含む 洗髪をやらぬ場合は一圓五十錢引
丸刈	九、〇〇	七、〇〇	六、〇〇	七、〇〇	六、〇〇	五、〇〇	刈込、顔剃、洗髪を含む 洗髪をやらぬ場合は一圓引
小供	四、〇〇	三、五〇	三、〇〇	四、〇〇	三、五〇	三、〇〇	満十二歳未満
乳幼児	七、〇〇	六、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	四、〇〇	三、五〇	満七歳未満

(二) 分割制料金

種別	岡山市、廣島市、吳市、下關市			その他の區域		
	A級	B級	C級	A級	B級	C級
刈込	四、五〇	三、五〇	三、〇〇	三、五〇	三、〇〇	二、五〇
顔剃	四、五〇	三、五〇	三、〇〇	三、五〇	三、〇〇	二、五〇
洗髪	三、〇〇	二、〇〇	一、五〇	二、〇〇	一、五〇	同右
丸刈	三、五〇	三、〇〇	二、五〇	三、〇〇	二、五〇	同右

一、本表料金の級別は當該縣の理髮業組合聯合會へ又はこれに準ずる団体へに於て査定し、知事の承認を受けた等級とする。

二、客の要求によつてボマード、チック、香油等使用したときは二五瓦毎に五十錢以内を受領してもよい。

三、分割制料金は客の要求によつてそれらの種目を單獨に施行した場合の料金である。

四、本表料金は店内の見易き場所に掲示すること。

鳥取縣告示第百三十六號

食糧管理事務取扱員を次のように解囑並びに囑託した。

昭和二十二年四月一日
鳥取縣知事 吉田 忠一

解囑したる者の氏名	擔當區域	職務執行場所	備考
田村 十治	縣下一圓	鳥取縣食糧検査所	昭二二、一、三一 (解任)
山口 義男	同	同	同二二、一、二〇
西田 壽幸	同	同	同二二、一、一七
武田 正利	同	同	同二二、一、三一
米田 巽	同	同	同二二、一、一七

東伯支所分

囑託すべき者の氏名	擔當區域	職務執行場所	備考
高本 一夫	東伯郡小鴨村	倉吉出張所	昭二二、一、二五 (解任)
網託すべき者の氏名	擔當區域 <td>職務執行場所 <td>備考</td> </td>	職務執行場所 <td>備考</td>	備考
前田 勉	小鴨村	倉吉出張所	昭二二、一、三一 (任命)
解囑したる者の氏名	擔當區域 <td>職務執行場所 <td>備考</td> </td>	職務執行場所 <td>備考</td>	備考
大谷 健次郎	米子市西伯郡一圓	西伯支所	昭二二、一、一五 (解任)
山本 久子	同	同	同二二、一、三〇
河野 延壽	米子市	米子出張所	同二二、一、〇、二五
竹内 令壽	法勝寺村	法勝寺同	同二二、一、二、三一
今田 治教	米子市	米子同	同二二、一、二〇
岩佐 力	手間村	手間同	同二二、一、二〇
木村 章雄	淀江町	淀江同	同二二、一、〇、三一
囑託すべき者の氏名	擔當區域 <td>職務執行場所 <td>備考</td> </td>	職務執行場所 <td>備考</td>	備考
門脇 朗	米子市西伯郡一圓	西伯支所	昭二二、一、〇、一〇 (任命)
小林 都子	同	同	同二二、一、一、一
足立 泰子	同	同	同
森岡 均	同	同	同二二、一、一〇
采田 秀吉	大國村	法勝寺出張所	同二二、一、二、三一
池岡 一夫	米子市	米子同	同二二、一、〇、一〇
松村 成夫	同	同	同
高虫 正則	同	同	同二二、一、二、五
松本 正	同	同	同二二、一、二〇
井塚 長三	尙徳村	手間同	同二二、一、九、三〇
仲田 優	幡郷村	同	同二二、一、〇、一〇
長谷川 勸	春日村	嚴同	同二二、一、九、三〇

00743

山根 輝子所子村	所子同	同二、一、一
永原 吉之助巖 村	巖 同	同二、一、二〇

◇鳥取縣告示第百三十七號
產婆名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年四月一日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

本籍地 岩美郡福部村大字湯山三

現住所及開業地 氣高郡千代水村大字安長三五六ノ一

昭和二十二年四月一日第一、一二四號

西 垣 政 子

明治四十四年九月四日生

本籍地 東伯郡社村大字不入岡四三〇ノ一

現住所及開業地 同

昭和二十二年四月一日第一、一二五號

山 下 春 江

大正十五年四月二十八日生

本籍地 京都府船井郡下知和村大字稻次小字仲垣井二五ノ一

現住所務開業地 鳥取市本町二丁目五〇字山芳郎方

昭和二十二年四月一日第一、一二六號

高 橋 富美江

大正十三年三月十三日生

本籍地 八頭郡船岡村大字船岡五五四

現住所及開業地 同

昭和二十二年四月一日第一、一二七號

橋 本 八重子

大正十四年五月三十日生

本籍地 八頭郡若櫻町大字若櫻七九九ノ一

現住所及開業地 鳥取市東品治町二四三ノ一

昭和二十二年四月一日第一、一二八號

高 橋 梅 野

明治四十二年三月二十日生

本籍地 東伯郡泊村大字泊一六

現住所及開業地 同

昭和二十二年四月一日第一、一二九號

河 本 登美子

00744

大正十二年九月二十九日生

本籍地 東伯郡泊村大字泊八一三

現住所及開業地 同

昭和二十二年四月一日第一、一三〇號

嶋 崎 小津屋

明治四十三年十二月七日生

本籍地 東伯郡倉吉町大字湊町二六〇

現住所及開業地 同 駄經寺六一

昭和二十二年四月一日第一、一三一號

伊 藤 俊 子

大正七年一月二十日生

本籍地 東伯郡淺津村大字上淺津二八九

現住所及開業地 同

昭和二十二年四月一日第一、一三二號

大 前 和 子

大正七年一月二十二日生

◇鳥取縣告示第百三十八號

東伯郡高城村下米積耕地整理組合長同副長を左の通り選任
の件昭和二十二年三月二十二日認可した。

昭和二十二年四月一日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

東伯郡高城村大字上福田

組合長 杉 本 義 夫

下米積

組合副長 安 田 松太郎